佐藤工業健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区日本橋本町四丁目十二番十九号	平成二十五年十月十七日	
チノン健康保険組合	主たる事務所	長野県諏訪市大字中洲四千七百十番地	平成二十五年十月十八日	
ドッドウェル健康保険組合	主たる事務所	東京都港区赤坂一丁目八番十号	平成二十五年十月二十六日	
カネボウ健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市中央区城見二丁目二番二十二号	平成二十五年十月二十八日	
山陰自動車業健康保険組合	主たる事務所	島根県松江市西津田五丁目一番二号	平成二十五年十一月一日	
ブリヂストン健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区京橋一丁目七番一号	平成二十五年十一月五日	
東亜紡織健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市中央区瓦町三丁目一番四号	平成二十五年十一月五日	
ライフコーポレーション健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市東淀川区東中島一丁目十九番四号	平成二十五年十一月十一日	
三菱電機健康保険組合	主たる事務所	東京都千代田区丸の内二丁目七番三号	平成二十五年十一月十八日	
ジャパンビバレッジ健康保険組合	主たる事務所	東京都新宿区新宿一丁目十一番五号	平成二十五年十一月二十五日	
ユニプレス健康保険組合	主たる事務所	静岡県富士市青葉町十九番地の一	平成二十五年十二月一日	
月島機械健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区佃二丁目十七番十五号	平成二十五年十二月十六日	
厚生年金事業振興団健康保険組合	主たる事務所	東京都新宿区新宿一丁目十五番九号	平成二十五年十二月二十四日	
船場健康保険組合	主たる事務所	東京都台東区台東三丁目二十九番一号	平成二十五年十二月二十四日	
読売健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区銀座六丁目十七番一号	平成二十六年一月一日	
大陽日酸健康保険組合	主たる事務所	東京都港区西新橋一丁目十六番七号	平成二十六年一月一日	
日本航空健康保険組合	主たる事務所	東京都大田区羽田空港一丁目六番三号	平成二十六年一月一日	
安田健康保険組合	主たる事務所	東京都千代田区大手町一丁目三番一号	平成二十六年一月一日	
太陽生命健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区日本橋二丁目十一番二号	平成二十六年一月一日	
中電工健康保険組合	主たる事務所	広島県広島市西区上天満町一番十五号	平成二十六年三月十日	
マスミューチュアル生命健康保険組合	主たる事務所	東京都江東区有明三丁目五番七号	平成二十六年三月十七日	
高岳製作所健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区明石町八番一号	平成二十六年四月一日	
東海興業健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区八丁堀二丁目七番一号	平成二十六年四月一日	
エービービー健康保険組合	主たる事務所	東京都渋谷区桜丘町二十六番一号	平成二十六年四月一日	
アストラゼネカ健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市北区大淀中一丁目一番六号	平成二十六年四月一日	
アサヒビール健康保険組合	主たる事務所	東京都墨田区向島一丁目三十三番九号	平成二十六年四月二十日	

○経済産業省告示第八十五号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十九条の三及び第三十九条の五の規定に基づき、次のとおり認定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の二の規定に基づき、公示する。

平成二十六年四月十六日

経済産業大臣　茂木　敏充

名称（事業所の名称を含む。）	事業所所在地	認定の種類	認定年月日
三菱化学株式会社水島事業所	岡山県倉敷市潮通三丁目十番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十五年十二月四日
三菱化学株式会社四日市事業所塩浜地区	三重県四日市市東邦町一番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十五年十二月十三日
日本合成化学工業株式会社生産技術本部水島工場	岡山県倉敷市松江四丁目八番一号	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十五年十二月十八日
旭硝子株式会社千葉工場	千葉県市原市五井海岸十番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十六年一月十日
出光興産株式会社愛知製油所	愛知県知多市南浜町十一番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十六年二月五日
株式会社日本触媒川崎製造所浮島工場	神奈川県川崎市川崎区浮島町十番十二号	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十六年二月二十六日
JX日鉱日石エネルギー株式会社室蘭製油所	北海道室蘭市陣屋町一丁目一七二番地	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十六年三月二十五日

○国土交通省告示第五百十一号

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の規定に基づき、船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年四月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示

船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第8の3アクリル酸の項の次に次のように加える。

アクリル酸及びエチレンスルホン酸の共重合体のポリアクリルアミド部分のナトリウム塩並びにホスホン酸塩の混合物（水溶液）	Acrylic acid／ethenesulfonic acid copolymer with phosphonate groups, sodium salt solution	P	3	2 G	開放不要	Yes	開放不要	A，B，C	x	不要	